

第 2 2 期 第 2 4 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年8月9日（水）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | |
|-----------------|--------------------|-----------|---------|
| 委 員 | 会 長 | 富 田 重 基 | |
| | 会長代理 | 立 石 政 男 | |
| | 委 員 | 古 川 今 日 志 | |
| | 〃 | 福 田 隆 一 | |
| | 〃 | 西 崎 昭 一 | |
| | 〃 | 田 村 義 夫 | |
| | 〃 | 柴 田 武 信 | |
| | 〃 | 山 本 幸 宏 | |
| | 〃 | 尾 野 明 彦 | |
| | 〃 | 野 土 一 公 | |
| | 〃 | 黒 滝 洋 子 | |
| | 〃 | 竹ヶ原 公 | |
| | 欠席委員 | 佐々木 信 昭 | |
| 〃 | 堀 内 精 二 | | |
| 〃 | 東 信 行 | | |
| 事 務 局 | 事務局長 | 長 根 幸 人 | |
| | 主任専門員 | 八 島 美 奈 子 | |
| 県 側 | 水産振興課 | 三 橋 潤 一 郎 | |
| | | 副 参 事 | 清 藤 真 樹 |
| | | 総括主幹 | 山 形 呈 太 |
| | | 主 幹 | 白 板 孝 朗 |
| | | 主 幹 | 澤 田 篤 |
| | | 技 師 | 工 藤 智 哉 |
| | | 技 師 | 福 井 啓 太 |
| | 西北地方水産事務所水産普及課 主 事 | 泉 田 哲 志 | |
| 下北地方水産事務所 副 所 長 | | | |

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

議案第2号：漁業権一斉切替えに伴う免許について（諮問）

議案第3号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）

議案第4号：西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について

議案第5号：西部海区管内におけるトドの採捕の指示について

議案第6号：西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示について

議案第7号：令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

第2号議案：原案どおり答申することに決定された。

第3号議案：原案どおり答申することに決定された。

第4号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第5号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第6号議案：原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

第7号議案：承認することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第24回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

連日の猛暑の中、委員の皆様には、御多忙中のところ、御出席いただきまして感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案7件の審議が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただき、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、会議中は、暑さをしのぐために、リラックスした感じで、上着の着用の方、脱いでも結構ですので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、黒滝委員と福田委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

早速、議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

次に、県からの説明をお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、県の方から補足説明させていただきます。

資料の方、1枚おめくりいただいて、2ページからでございます。

いつものように漁業種類と漁業を営む者の資格、許可又は起業認可をすべき漁業者、漁船の隻数について御説明させていただきます。

まず2ページ目、底建網漁業でございます。

2ページ目の一番上が、北津軽郡中泊町大字小泊に住所を有する者1名ということになっております。2段目は、五所川原市十三に住所を有する者で2名。それから、3段目は、つがる市豊富町又はつがる市富范町に住所を有する者で5名となっております。その次が、西津軽郡鯺ヶ沢町ということで、これは、鯺ヶ沢町漁協の鯺ヶ沢地区で18名ということになっております。これは3名まで続いております。

続いて、4ページを御覧ください。

同じく、鯺ヶ沢町で、こちらは鯺ヶ沢町漁協の赤石支所の地区で7人ということになっております。5ページ目でございます。深浦町ということで、新深浦町漁協の大戸瀬と轟の地区で86人ということになっております。6ページ目、7ページに移ります。次が風合瀬漁協の地区内で12人ということになっております。8ページ目上段は、深浦漁協の地区で4人、次が、新深浦町漁協岩崎地区で20人、その次が、大間越漁協の地区で1人となっております。

8ページの一番下から、たら底建網漁業になっております。

むつ市脇ノ沢、脇ノ沢村漁協の地区で19人となっております。9ページ、下の方にいきましては、平内町漁協の地区で2人、次が、青森市漁協の地区で1人となっております。

10ページ目に移ります。

後潟漁協の地区で3人、蓬田村漁協の地区で2人、外ヶ浜漁協蟹田地区で6人、外ヶ浜漁協平館地区で10人となっております。

続いて、12ページに移ります。

なまこ潜水器漁業でございます。

西共31号ということで、外ヶ浜漁協で1人、それから、次が青森市漁協で1人、平内町漁協で地区ごとに、12ページは1人ずつとなっております。13ページ、引き続きまして、平内町漁協で地区が三つに分かれておりまして、各1人ずつとなっております。13ページの一番下は、竜飛今別漁協で1人。

それから、14ページに移りまして、なまこ・ほたてがい潜水器漁業でございます。

蓬田村漁協で1人。

その次が、あわび潜水器漁業で、竜飛今別漁協で1人、蓬田村漁協で1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

会 長

特に御質問、御意見等もないようですので、諮問どおりと決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次に議案第2号「漁業権一斉切り替えに伴う免許について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号に関連し、当委員会では、これまで漁場計画の事前協議、漁場計画策定に係る諮問、これを受けての公聴会とその結果のとりまとめの協議会を経て、漁場計画についての答申を行ってきました。

一方、県では、当委員会、関係団体、関係機関との一連のやり取りを経て、漁場計画の内容と申請期間等を公示し、これに基づく免許申請を受けて、今回の諮問にいたっております。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業権一斉切替えに伴う免許について(諮問)。

令和5年3月27日付けで公示した青森県西部海区漁場計画について、別添一覧表のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条の規定により諮問します。

以上となりますが、これは、諮問文にあるとおり、漁業法による規定に基づき諮問があったもので、詳細についての説明は、この後、県側からありますので、省略させていただきます。

事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

引き続き、県から説明があればお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第2号につきまして、説明させていただきます。

資料の一番最後、10ページ目を御覧ください。

漁業権切替えに係るこれまでの経過等ということでまとめております。

1がこれまでの経過ですけれども、先ほど事務局長の方から御説明のあったとおり、昨年7月から着手しまして、1の表の一番最後、令和5年の3月27日に西部海区漁場計画を策定・公表しております。

併せて、免許申請期間を令和5年3月27日から令和5年6月26日までということで設定し、免許の申請を受け付けたところでございます。

申請につきましては、2の欄にまとめております。

申請件数ですが、共同漁業権は、計画件数26件につきまして、申請26件、全て現有免許者からの申請でございます。

定置漁業権は、計画12件に対して、申請12件、現所有者11件、新規1件という申請になっております。

区画漁業権につきましては、計画件数6件に対して、申請件数6件、現所有者5件、新規1件ということになっております。

3の今後の予定でございますが、漁業法第70条に基づきまして、本日、西部海区漁業調整委員会に諮問させていただきまして、その後、内部決裁を経て、9月1日に免許する予定で、今のところ手続きを進めております。

漁業法では、申請者が漁業法第72条に定める適格性を欠く者でない限り、申請期間内に申請があった者については、免許しなければならないと定められております。

また、今回の申請にあたっては、一つの漁業権に複数の申請がある、いわゆる競願というものもございませんでした。

それでは、資料の方に戻りまして、申請一覧表の説明を簡単にさせていただきます。

2ページ目を御覧ください。

まず、共同漁業権の申請について、簡単に説明いたします。

一覧表にまとめておりますが、表の左から、漁場計画において公示した番号、漁業種類の別、申請者名、申請者住所、申請及び受付年月日、漁業法第72条第2項に定める適格性の有無、それから、免許申請にあたって組合において適正な決議が行われたかどうかをまとめております。

西共第1号を例にして説明しますと、第1号は、第1種共同漁業権で、大間越漁業協同組合から令和5年6月19日付の申請を申請期間内である6月23日に受付しております。

漁業法第72条第2項に定める適格性につきましては、漁業権の関係地区内に申請者である漁協の地区が含まれているかどうか。それから、漁協の組合員で年間90日以上沿岸漁業を営む者が漁業権の関係地区内で沿岸漁業を営む者の世帯数の3分の2以上となっているかどうかということ審査しまして、両方要件を満たしております。

申請に係る組合の総会は、6月18日に行われまして、正組合員の過半数が出席し、出席正組合員の3分の2以上の賛成をもって漁業権の取得が適正に決議されております。

以下、5ページまで同様の記載で、全て申請については、適格性要件を満たし、適正な決議がなされているものでございます。

なお、西共第3号では、総会開催日の下に「岩崎」と記載しておりますが、これは、総会の部会において決議されているもので、他の申請においても同様の記載をしております。

また、3ページですが、3ページの下、西共23号及び24号は、小泊漁協と下前

漁協の共同申請で、漁業権が共有されることとなります。

同様に4ページの久共第1号、5ページの久共第2号も共同申請という形になっております。

次に定置漁業権についてですが、6ページから8ページまででまとめております。

6ページを御覧ください。

資料の方、左から、公示番号、漁業種類、申請者住所、氏名、申請及び受付年月日、申請者の職歴、申請に際し提出された事業計画ということでまとめております。

なお、資料には記載しておりませんが、全ての申請において、漁業法第72条第1項に定める適格性の要件を満たしていることは、こちらの方で確認しております。

個別の説明については、割愛させていただきます。

次に資料の9ページを御覧ください。

区画漁業権の申請をまとめております。

資料左から、公示番号、漁業種類、申請者名、申請者住所、申請及び受付年月日、漁業法第72条2項に規定する適格性の有無、それから、総会の決議の適正さをまとめております。

これも、個別の説明は割愛いたしますが、全て適格性の要件を満たし、適正な決議をもとに申請期間内に申請されております。

以上のとおり、青森県西部海区漁場計画に定める漁業権につきましては、全て申請期間に適格性を有する者から免許申請がありましたので、県といたしましては、申請どおり免許することとしたいと考えております。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、県からの説明どおり、今回は、日本海の共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権についてでございます。

委員各位から、何か御質問、御意見等がございましたら、よろしくお願いいたします。

委 員

(「なし」の声あり。)

会 長

特にないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第2号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次に議案第3号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について(諮問)」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料の1ページ目を御覧ください。これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

諮問書、漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

次に県からの説明をお願いいたします。

水産振興課 清藤総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 清藤総括主幹

それでは、補足説明させていただきます。

議案第3号資料を御覧ください。

県方針の2ページ、3ページの新旧対照表を御覧ください。

まず一番上の第8の記載の変更について説明いたします。

旧漁業法では、自主的な資源管理の取り組みは、県の資源管理方針に基づき、漁協等が資源管理計画を作成し、それに従った取り組みを実施する体制をとってきましたが、法律が改正されたことにより、公的規制や自主的管理かを問わず、資源管理に関

する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとなり、自主的な取組を定めた漁協等が作っている資源管理計画は、資源管理協定に移行することになりました。

協定の移行にあたり、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、資源評価が行われていない水産資源については、都道府県資源管理指針の資源管理の方向性を定めることとなっているため、今般、県の方針に（別紙3 - 1）から（別紙3 - 28）までの魚種について記載を追加するものです。

次に8ページ及び9ページを御覧ください。

（別紙1 - 1）くろまぐろ(小型魚)及び（別紙1 - 2）くろまぐろ(大型魚)の第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準についてですが、従来は、知事管理漁獲可能量の全量を青森県くろまぐろ漁業に配分するとしていましたが、協定管理委員会の参加の有無やその他への配分に関する記載がなかったため、このたび明記するものです。

なお、資源管理、協定管理委員会も参加者のみに配布を予定しており、その他の区分への配分については、現状、予定しておりません。

続いて15ページを御覧ください。

県方針の別紙2については、特定水産資源以外、TAC魚種以外の水産資源のうち、資源評価が行われているものとして、国の基本方針の別紙3に設定されている魚種を記載することとなっていますが、現時点で本県に該当する魚種が設定されていないため、該当なしとしています。

16ページを御覧ください。

これ以降は、先ほど説明したとおり、（別紙3 - 1）まだら本州日本海北部系群から、（別紙3 - 28）やまとしじみ青森県湖沼河川域までを追加したものになります。

これは、これまで県の資源管理指針として管理してきたものについて、この新しい県の資源管理方針に追加したものになります。

以上が県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

それでは、御意見、御質問等もないようですので、諮問どおりと決定したいと思えます。

議案第3号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容等については、本職に一任願います。

次に議案第4号「西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護の指示に

ついて」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第4号資料1を御覧願います。

本年もこれまでと同様にサケ資源の繁殖増大を図るために発せられた青森県農林水産部長から依頼文が発せられております。

読み上げは省略いたしまして、次に資料2を御覧願います。

依頼をもとに作成した公示する委員会指示案です。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第8号。

漁業法第120条第1項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に来遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和5年8月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以降の内容は、県の依頼文に添付されたものと同じで、昨年とは年次が違うだけであり、あとは同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

事務局からは、以上です。

よろしくをお願いいたします。

会 長

県から補足説明ございますか。

水産振興課 三橋副参事

はい。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

議案4号につきましては、県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

それでは、原案どおり委員会指示を発動したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり。)

会長

ありがとうございます。

それでは、議案第4号については、原案どおり委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、公示にあたって若干の字句修正があった場合は事務局一任といたします。

次に議案第5号「西部海区管内におけるトドの採捕の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

この案件につきましては、西部海区管内の沿岸に來遊するトドの漁業被害を軽減するために行う採捕の承認に関するもので、平成19年度から委員会指示により承認されております。

それでは、資料1を御覧願います。

県農林水産部長からの依頼文です。主要部分のみ読み上げます。本文の3行目を御覧ください。

このたび、水産庁から、令和5年7月26日付け水推第719号「令和5年度(トド年度)のトド採捕可能頭数について」にて、令和5年9月1日から令和6年8月31日までのトド採捕可能頭数の上限を北海道対象海区及び青森県対象海区において576頭と示されました。

つきましては、本県における令和5年度のトド採捕数の上限を8頭とし、別紙(案)により漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示の発動をお願いいたします。

以上となります。

次に資料2を御覧ください。

資料2につきましては、青森県西部海区漁業調整委員会あての県漁連からの要請文となります。

いずれも例年と同じ内容となっております。

次に資料3を御覧願います。

委員会指示(案)です。読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第9号。

青森県西部海区管内におけるトドの採捕(生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。)について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されていたものと同じ内容であり、年次を改めたほかは前回の指示と同様となっております。

次に資料4を御覧願います。

令和5年度のトドの採捕の事務取扱要領(案)です。こちらも年次を改めた以外は、昨年と同様の内容となっております、2ページ目に記載されております、6の採捕の制限は、県依頼文のとおり昨年同様の頭数の8としております。

資料5につきましては、この後、県側から説明がありますので、省略させていただきます。

事務局からの説明は以上ですが、委員会指示の県報登載にあたり、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

次に県からの補足説明がございましたらお願いいたします。

水産振興課 白板主幹

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 白板主幹

それでは、県の方から資料5について補足説明をさせていただきたいと思います。

資料5を御覧ください。

青森県におけるトド・オットセイ確認状況及び漁業被害についてです。

まず1番、トド・オットセイによる漁業被害の確認状況につきまして、令和4年11月から令和5年5月までの令和4年トドシーズンでは、漁業被害は確認されませんでした。

次、2のトド・オットセイによる漁業被害額の状況については、被害がなかったため被害金額もありませんでした。

次に3、目視調査につきまして、漁業者が操業時に行っている監視とは別に、トドまたはオットセイを見つけるための調査になりますが、出現は確認されませんでした。

次に4、トド採捕実績につきまして、令和4年トドシーズンは採捕がありませんで

した。直近では、平成25年のシーズンに1頭の採捕がありました。

次に5ですが、漁業被害発生及び目撃地点について、先ほど申し上げたとおり、トドによる漁業被害はありませんでしたが、令和5年1月に東通村の尻労の定置網に計33頭のオットセイが入網したとの報告がありました。

また、令和4年10月に行った東通村の現場聞き取り調査では、オットセイが日常的に見られているとの報告があったことから、オットセイについては、比較的広範囲にいとみられています。

続いて、6、過去の状況についてですけれども、令和4年シーズンまでの目撃及び被害状況について、トド又はオットセイは、22地区で目撃されており、うち11地区で漁業被害の情報がありました。

県からの補足説明は以上になります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

原案どおり委員会指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第5号については、原案どおり委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、公示にあたって若干の字句修正があった場合は事務局一任といたします。

次に議案第6号「西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

この案件は、日本海海域における、ふぐはえなわ漁業に係る指示でありまして、平成6年から委員会指示を発動してきておりますが、平成25年から制限の期間を2年間として操業を承認しております。

資料の1を御覧願います。

県農林水産部長からの依頼文です。

件名及び本文を読み上げます。

フグの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業に係る委員会指示の発動について(依頼)。

本県日本海沖合におけるフグの採捕を目的とするはえなわ漁業については、沖合底びき網漁業との漁場競合を避け、また、フグ資源の繁殖保護を図る観点から、平成6年度から操業制限に係る委員会指示を発動していただいているところですが、今年度も引き続き規制を行う必要があることから、別紙によりふぐはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動を依頼します。

以上となっております。

2ページ、3ページは、委員会指示の依頼の内容となっております、4ページから9ページは、操業承認の事務取扱要領の内容。

また、10ページ目以降は、西北水産振興会会長から県水産振興課長への要望書となっております。

要望内容につきましては、他の資料と内容が重複しますので、説明を省略しますが、この確認書に関連し、最後の14ページにあるとおり、今回、関係漁協の承認申請予定隻数を調整した内容の新たな覚書が追加となっております。

次に資料2を御覧ください。

西北水産振興会長から西部海区調整委員会会長あての要望書で、県への要望内容と同じとなっております、指示の期間は2か年となっております。

次に資料3を御覧願います。

委員会指示(案)です。前段のみ読み上げます。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第10号。

漁業法第120条第1項の規定により、青森県西部海区管内におけるフグの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和5年8月〇日、青森県西部海区漁業調整委員会 会長 富田重基。

以下の内容につきましては、県の依頼文に添付されていたものと同じ内容であり、年号を2年繰り延べた他は、前回の指示と同じ内容となっております。

資料4を御覧ください。

これは、令和5年度及び令和6年度の承認事務取扱要領(案)で、これも年数を改めた以外は、前回と同じ内容となっております。

資料5を御覧願います。

平成28年度からの漁獲の実績を取りまとめた資料となりますが、資料右下にあるとおり、令和4年度は、計83キロ、20万円の漁獲がありました。

裏面になりますが、この年次別の数値をグラフ化したものとなります。

事務局からの説明は以上ですが、委員会指示の県報掲載にあたり、若干の字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

次に県側の説明をお願いいたします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

議案第6号につきましては、県からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくをお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ございませんか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

特にないようですので、原案どおり委員会指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第6号については、原案どおり委員会指示を発動することと決定いたします。

なお、公示にあたって若干の字句修正があった場合は事務局一任といたします。

次に議案第7号「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

資料を御覧願います。

要望事項案として、2件の提案となっております。

前年度との相違点はなく、1件目として太平洋クロマグロの資源管理につきまして、継続の要望となりますが、これまで第22期の当委員会の中で度重ね議論となりました遊漁の採捕等についての記載をさせていただきました。

次に裏面の2ページ目を御覧願います。

海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進については、全く同じ内容の継続の要望となります。

説明は以上となりますが、本日、御審議いただいた結果につきましては、日本海ブロック会議で審議されることとなっております。

以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今、事務局から説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございますか。

特にないようですので、事務局案どおりに決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、議案第7号については、そのように決定し、日本海ブロック会議に提出することといたします。

本日、予定した議事を全て終了し、これをもちまして、第22期第24回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後2時9分